**（１１）法第３４条第１４号関係**

　 申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

メ　六次産業化法第５条第８項に基づく農林水産物等の販売施設

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成２２年法律第６７号。以下「六次産業化法」という。）第５条第１項に規定する総合化事業計画に位置づけられているものであって、次に掲げる基準に適合し、同条第８項に基づく総合化事業計画の認定に係る市長の同意を得られるものであること。

【地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用計画促進に関する法律第５条第８項に規定する総合化事業計画の認定に係る同意に関する基準（同意基準）】

１　適用対象

（１）申請者は、六次産業化法第３条第１項に規定される農林漁業者等（農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。））であること。

（２）六次産業化法第５条第１項に規定する総合化事業計画について、農林水産省中国四国農政局と協議・調整が図られており、認定が確実であること。

（３）当該施設は、本市の農林漁業に係る実施計画等に整合したものであり、協議・調整が図られたものであること。

（４）当該施設の整備は、市街化が促進されるおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるものであること。

２　施設基準

（１） 六次産業化法第５条第８項の規定に基づく総合化事業の用に供する施設のうち、六次産業化法施行令第２条に規定する農林水産物等の販売施設であること。

（２）予定建築物の規模等は、次に掲げる基準に適合していること。

　　　　①六次産業化法告示(平成２３年農林水産省・国土交通省告示第１号)第２条第３号に規定する規模（売場面積２００㎡以下）であること。

　　　　②都市計画法第３４条第４号の施設を併設又は複合する場合の延べ面積の合計は、３００㎡を超えないものとする。

　　　　③予定建築物の高さは、１０ｍ以下（国道及び県道の沿道又は敷地が狭小である等のやむを得ないと認められる場合にあっては、１５ｍ以下）であること。

３　敷地基準

　　　予定建築物の敷地は、次に掲げる基準に適合していること。

　　　　①敷地が接する道路は、都市計画法第３３条第１項第２号に規定する技術基準に適合させること。なお、同法第４１条第２項、第４２条第１項及び第４３条第１項に基づく建築許可の場合も準用する。

　　　　②敷地が原則幅員６ｍ以上の道路に接していること。

　③敷地面積は、１,０００㎡未満であること。

　　　　④敷地内又は敷地の近隣に、予定建築物の規模及び来客数に応じた適正な規模の駐車場が確保されている計画であること。

　　　　⑤予定建築物の敷地は、申請者が所有権を有すること。やむを得ず借地とする場合は、長期の賃貸借契約が締結されていること。